

建設委員会議案説明資料

令和元年 10月21日

件名	頁
1 第110号議案 訴えの提起について	1

(都市建設部)

第 1 1 0 号議案説明資料

令和元年 1 0 月 2 1 日

件 名	訴えの提起について
所管部課名	建築室住宅課
内 容	<p>区は住宅使用料の滞納者に対して、以下のとおり訴えを提起する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訴訟の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建物の明渡し (2) 使用料相当損害金及び遅延損害金の支払い (3) 訴訟費用の支払い 2 相手方 足立区中央本町在住者 3 訴訟物の価額 8 , 2 0 1 , 4 7 5 円 4 理由 区営住宅を使用している相手方は、使用者である母が死亡した後、使用権承継資格がないにもかかわらず居住を続けている。 このため、令和元年 5 月 1 5 日付けで 6 月末までの退去を求めたが、期限内に退去しなかった。そこで、期限を設け建物明渡しを請求し、令和元年 8 月 2 0 日に最終催告を行ったが相手方は明け渡していない。 よって、足立区営住宅条例第 3 6 条第 2 号の規定に基づき、相手方に建物の明渡し、使用料相当損害金の支払い、遅延損害金の支払い及び訴訟費用の支払いを請求するため、訴えを提起する。 5 提出根拠 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づき、訴えの提起について区議会の議決を得る必要があるため。
今後の方針	遺漏なく事務手続きを進めていく。